

奈良県教育委員会告示第二十三号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十一条第一項の規定により、次の表に掲げる有形民俗文化財を奈良県指定有形民俗文化財に指定する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県教育委員会委員長 花山 院 弘 匡

名 称	員 数	所有者・住所	所在地
黒滝の樽丸製作用具	一〇三点	黒滝村 吉野郡黒滝村大字寺戸七 十七番地	吉野郡黒滝村大字粟飯谷 一番地黒滝村民俗資料館 (旧黒滝村役場)